

令和2年9月

国 税 庁 長 官
可 部 哲 生 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

国税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成28年6月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

また、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」(2018年3月設置。以下「勉強会」という。)でも「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」(以下「調査レポート」という。)の取りまとめ¹にあたっては、貴庁にご協力を賜り、あらためて厚く御礼申しあげます。

貴庁におかれては、すでにe-Taxにおいてペイジー「ダイレクト方式」による国税納付の取扱いを開始されているところ、このダイレクト方式は納付者の利便性向上および金融機関の事務効率化に繋がることから、金融界においても、その普及拡大に向けて鋭意努力しているところです。

納付手段別納付割合(平成30年度実績)²を見ると、金融機関窓口における納付割合は68.9%であり、初めて7割を切ったところです。他方、ペイジーによる納付(ダイレクト方式を含む。)の割合は8.9%であり、これを含む電子納付等の割合は着実に増加しているものの、さらに引き上げていく余地は大いにあるものと考えております。

¹ 未来投資戦略2017に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的(～10年程度)にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合(事務局:全国銀行協会、関連URL:<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>)。

² 令和元年8月27日開催の政府税制調査会資料(総24-5)をご参照。

一方、足許では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められており、5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議において、「新しい生活様式」が整理されたところです³。

電子納付は納付者の制約（時間・納付窓口）なく納付することが可能であり、また、金融機関および地方公共団体の双方においても納付済通知書に係る事務処理を削減することができる等、納税に伴う一連の手続きをペーパーレス化することによって、人との接触を8割減らし、「3つの密」を回避することが期待できます。すなわち、電子納税を推進することは、「新しい生活様式」の実践に寄与するものとなります。

また、政府の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日）においては、「税・社会保険手続のワンストップ化・ワンストップ化」が掲げられているところです。

以上を踏まえ、ウィズコロナの観点、そして、目下、政府で議論が進んでおります行政手続のIT化ニーズの観点等から、国税の電子納付のより一層の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます

記

1. 電子納付の推進・周知強化

既に貴庁ではe-Taxの受付時間の延長等の利便性を高める取扱いを実施されているが、更なる取組みをお願いしたい。

ご高承のとおり、地方税については、昨年10月に地方税共通納税システムが稼動し、法人住民税をはじめとする申告税に関しては、すべての地方公共団体において、ペイジーによる電子納付が行える仕組みが実現した。これにより、納付者にとっては、国税と地方税の双方について、ペイジーによる電子納付が行える環境が整っている。

特別徴収される（地方税である）個人住民税と（国税である）源泉所得税の納付期限が同じとなっていることから、地方税における電子納付の普及により、国税における電子納付の普及も期待できるとの意見もある⁴ことから、貴庁におかれては、総務省とも連携し、政府広報の活用など、国税・地方税の電子納付の推進を積極的に展開していただきたい。

また、各種の電子納付方法を案内するため、全銀協では、個人向け冊子「暮らしのデジタル化ガイド」および法人・個人事業主向けのチラシ（以下「ガイド等」という。）を作成している。

金融界としては、ガイド等の配布や、ウェブサイトにおける掲載をはじめとし、

³ 令和2年5月4日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をご参照。

⁴ 一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（平成30年3月）6頁をご参照。

納付者への今一層の周知・広報に向けた官民の連携が必要と考えており、貴庁におかれても、ガイド等の税務署窓口等での配布や、貴庁、各国税局、関連部局のウェブサイトに掲載いただく等、ご協力をお願いしたい。

特に、電子申告が義務化されている大法人に関して、さらなる電子納付の利用を推進いただきたく、ご協力をお願いしたい。

2. 電子申告・電子納付に関する地方税との連携

納付者の利便性を飛躍的に向上させ、国税の電子申告・電子納付の一層の利用拡大を図るためには、納付者が国税と地方税について同時かつ簡便に電子申告や電子納付を行えることが肝要と考える。

については、財務省等における「『行政手続コスト』削減のための基本計画」に掲げられている地方税との電子的提出等の一元化を引続き推進いただくとともに、マイナポータルの公金決済機能を活用した電子納付の一元化についても早期の実現に向け、連携して検討を進めていただくようお願いしたい。

3. ダイレクト方式および預金口座振替に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

ダイレクト方式および預金口座振替については、金融機関が国に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保出来ていないこと等から、本年4月に見直しがあった国庫事務取扱手数料も参考に、早期是正をお願いしたい。

以 上